

北里大学社会連携推進委員会規程

2020年3月6日制定

(設置目的)

第1条 本学が、その知的資源・教育資源を活用して地域社会をはじめとして広く社会と相互に連携して社会の発展に貢献するとともに、本学の教育研究の活性化及び深化を図るため、北里大学学部長会に北里大学社会連携推進委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(業務)

第2条 本委員会は、次に掲げる事項について協議し、学長に答申する。

- (1) 地域連携、社会貢献(生涯教育等含む。)に関する企画及び運営に関すること。
- (2) 地域連携、社会貢献(生涯教育等含む。)に関し、本学における総括及び連絡調整に関すること。
- (3) 地域社会に対する窓口に関すること。
- (4) 全学公開講座(主として一般教養コース)に関すること。
- (5) 全学講演会、全学シンポジウム等に関すること。
- (6) 学部等における生涯学習講座の連絡及び調整に関すること。
- (7) 地域連携、社会貢献(生涯教育等含む。)の質保証に関すること。
- (8) その他、地域連携、社会貢献(生涯教育等含む。)に関すること。

(構成)

第3条 本委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 地域連携室長、各学部の専任教員の中から選出された者 各1人 8人
- (2) 一般教育部の専任教員の中から選出された者 1人
- (3) 医療系研究科及び感染制御科学府の専任教員の中から選出された者 各1人
2人
- (4) 大学病院、北里研究所病院及び北里大学メディカルセンターの職員の中から選出された者 各1人 3人
- (5) 学識経験者の中から学長が指名した者 若干人
- (6) 地域連携室事務室事務長 1人

2 委員長は、委員の中から学長が指名する。

3 委員長は、本委員会を統括し、本委員会を代表する。

4 本委員会に、副委員長を置くことができる。副委員長は、委員長が指名し、委員会の了承を得る。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 本委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 本委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 本委員会の議事は、出席委員の過半数以上で決する。

4 本委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 本委員会に関する事務は、地域連携室事務室が担当する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、北里大学学部長会の議を経て、学長が決定する。

附 則(北学総第 2019-13317 号)

1 この規程は、2019年4月1日から施行する。

2 本規程の制定に伴い、北里大学生涯学習委員会規程を廃止する。